

鯖江市保育士等養成修学資金 貸付制度の手引き (第2版)

令和3年4月

鯖江市健康福祉部保育・幼児教育課

目 次

I 制度の内容	-----	1
1 目的	-----	1
2 実施主体	-----	1
3 貸付対象・条件等	-----	1
(1) 貸付対象	-----	1
(2) 貸付金額	-----	1
(3) 貸付利子	-----	1
(4) 貸付期間	-----	1
(5) 連帯保証人	-----	2
4 貸付の申込み・決定	-----	2
(1) 貸付の申込み	-----	2
(2) 貸付の審査・決定	-----	2
5 資金の交付	-----	2
6 貸付の停止	-----	2
7 貸付決定の取消し	-----	2
8 借用証書の提出	-----	3
9 償還	-----	3
10 償還の猶予	-----	3
11 償還の免除	-----	3
12 届出の義務（申請等の内容に関する変更）	-----	4
13 届出の義務（借受人の死亡）	-----	4
14 報告の義務	-----	4

II	手続き等の流れ	-----	5
III	手続きについて	-----	6
1	貸付を申し込む	-----	6
2	貸付の決定を受けたとき	-----	6
3	修学資金を必要としなくなったとき	-----	6
4	姓、住所その他の事項を変更したとき（修学期間中）	-----	6
5	連帯保証人の姓、住所その他の事項について異動等が生じたとき	---	6
6	連帯保証人を変更しようとするとき	-----	7
7	休学、復学、留年、退学したとき	-----	7
8	停学処分を受けたとき、停学処分が解かれたとき	-----	7
9	年度末を迎えたとき	-----	7
10	借受人が死亡したとき	-----	7
11	修学資金の貸付が完了したとき	-----	7
12	修学資金の貸付を取り消されたとき	-----	7
13	卒業したとき	-----	8
14	市内の保育所等に就職、市内の保育所等を退職したとき	-----	8
15	姓、住所その他の事項を変更したとき（就業期間中）	-----	8
16	市内の保育所等を休職、復職、退職したとき	-----	8
17	償還の猶予を受けようとするとき	-----	8
18	償還の免除を受けようとするとき	-----	8
IV	様式一覧	-----	10

I 制度の内容

1 目的

この制度は、指定保育士養成施設(児童福祉法第18条の6第1号に規定する施設)に修学する方のうち、将来、鯖江市内の保育所等で保育士業務に従事する意思のある方に修学資金を貸し付けることにより、修学を支援し、市内における保育士の人材確保を図ることを目的としています。

なお、指定保育士養成施設を卒業した後1年以内に市内の保育所等に常勤の保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住(既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住)し、市外へ転居することなく継続して5年間(常勤以外の勤務期間および休業期間を除く。)勤務すると、借り受けた修学資金の償還が全額免除されます。

2 実施主体

この制度は、鯖江市保育士等養成修学資金貸付条例等の規定に基づき、鯖江市が実施します。

3 貸付対象・条件等

(1) 貸付対象

以下の全ての条件に該当する方が対象です。

- ① 市内に住所を有する者または市内に住所を有していた者で修学のために一時的に市外に住所を有する者
- ② 指定保育士養成施設において修学する者
- ③ 指定保育士養成施設を卒業後、市内の保育所等において保育士等として勤務する意思がある者
- ④ 保育士等の養成を目的とする他の貸付等を受けていない者

(2) 貸付金額

貸付金額は月額3万円とします。ただし、1人につき総額72万円を限度とします。

(3) 貸付利子

貸付利子は、無利子です。ただし、期日までに貸付金の償還をしなかったときは、償還すべき日の翌日から償還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率で計算をした延滞利子(以下「延滞利子」という。)の支払い義務が生じます。

(4) 貸付期間

貸付決定の通知に定めた月から指定保育士養成施設の正規の修学期間が満了する日の属する月までを貸付期間とします。ただし、災害、疾病等のやむを得ない事由により、正規の修学期間後においても修学することとなったときは、正規の修学期間後の修学期間を貸付期間とします。ただし、貸付限度額の72万円に達した時点で貸付期間は満了となります。

(5) 連帯保証人

貸付を受けるには連帯保証人1名が必要です。

連帯保証人は、成年で独立の生計を営む方とします。ただし、修学資金の貸付を受けようとする方が未成年者の場合には、法定代理人[※]とします。

※ 法定代理人：法定代理人とは、親権者（親権者となるべき者がいない場合には未成年後見人）をいいます。

4 貸付の申込み・決定

(1) 貸付の申込み

貸付を希望する方は、連帯保証人1人を立て、申請書に必要書類を添えて市長に申請しなければなりません。

※詳細は、「Ⅲ 手続きについて」をご覧ください。

(2) 貸付の審査・決定

申請書類を受理後、申込内容、世帯状況および市税等の課税・納入状況を基に厳正な審査を行い、貸付の可否を判断します。（貸付は予算の範囲内で行いますので、審査の結果、貸付できない場合があります。）

貸付の可否を決定後、貸付希望者あてに貸付の可否を通知します。ただし、申請件数や提出書類の状況（不備があった場合など）により遅くなる場合があります。

5 資金の交付

貸付資金は、後3ヵ月分を4月、7月、10月、1月の年4回、指定口座に振り込みます。ただし、初年度については、貸付に係る諸手続きが済んでからの処理になりますので、半年分を7月以降にまとめて振り込みます。

6 貸付の停止

貸付の決定を受けた方（以下「借受人」という。）が、次のいずれかの事由に該当したときは、それぞれの期間分の修学資金の貸付を停止します。

区 分	期 間
休学したとき	休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
停学処分を受けたとき	停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

7 貸付決定の取消し

借受人が次のいずれかの事由に該当したときは、貸付の決定を取り消します。この場合には、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行いません。

- ① 死亡したとき。
- ② 貸付対象の条件のいずれかを満たさなくなったとき。
- ③ 修学資金を必要としない事由が生じたとき。
- ④ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付決定を受けたとき。
- ⑥ その他市長が特に必要があると認めるとき。

8 借用証書の提出

借受人が次のいずれかに該当するときは、借用証書を市長に提出しなければなりません。

- ① 修学資金の貸付が完了したとき。
- ② 修学資金を必要としない理由が生じたとき（貸付開始後のみ）。
- ③ 修学資金の貸付が取り消されたとき（貸付開始後のみ）。
- ④ 修学資金の貸付を受けている方が死亡したとき（相続人が提出）。

9 償還

借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して6ヵ月の据置期間を経過後、5年を限度とした期間内に月賦（月額12,000円×60回払い）または一括のいずれか希望する方法により、借り受けた修学資金を金融機関の窓口から納付（償還）しなければなりません。

- ① 修学資金の貸付期間が満了し、償還の猶予を受けないとき。
- ② 修学資金の貸付の決定を取り消されたとき。
- ③ 償還の免除を受けることができないことが確定したとき。

また、上記にかかわらず、借受人が修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた修学資金の残額に延滞利子を加えた額を速やかに償還していただくこととなります。

なお、借受人が死亡したことにより修学資金の貸付の決定を取り消された場合における償還については、借受人の相続人または連帯保証人となります。

10 償還の猶予

次に該当するときは、当該事由が継続する間、修学資金の償還を猶予することができます。

- ① 貸付期間が満了した後も引き続き指定保育士養成施設に修学しているとき。
- ② 償還の免除を受けると見込まれるとき（市内の保育所等に常勤の保育士等として勤務しているとき）。
- ③ 災害、疾病等のやむを得ない事由により償還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

11 償還の免除

次のいずれかの事由に該当するときは、修学資金の償還を免除します。

- ① 指定保育士養成施設を卒業した翌日から起算して1年以内に市内の保育所等に保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、市外へ転居することなく保育所等が就業規則等で定めた常勤の保育士等として継続して5年間（休暇期間はいかなる場合もカウントしない。）勤務したとき。
- ② ①の勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき。
- ③ その他市長が特に必要があると認めたとき。

1 2 届出の義務（申請等の内容に関する変更）

借受人等が次のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければなりません。

- ① 氏名、住所その他の事項を変更したとき。
- ② 休学し、復学し、留年し、または退学したとき。
- ③ 停学の処分を受け、または当該処分が解かれたとき。
- ④ 修学資金を必要としなくなったとき。
- ⑤ 保育所等に勤務し、または当該保育所等を退職したとき。
- ⑥ 勤務している保育所等を休職し、または復職したとき。
- ⑦ 連帯保証人の氏名、住所その他の事項について変更が生じたとき。

1 3 届出の義務（借受人の死亡）

借受人が死亡したときは、相続人（相続人がいない場合にあっては、監護する者。）は、市長に届け出なければなりません。

1 4 報告の義務

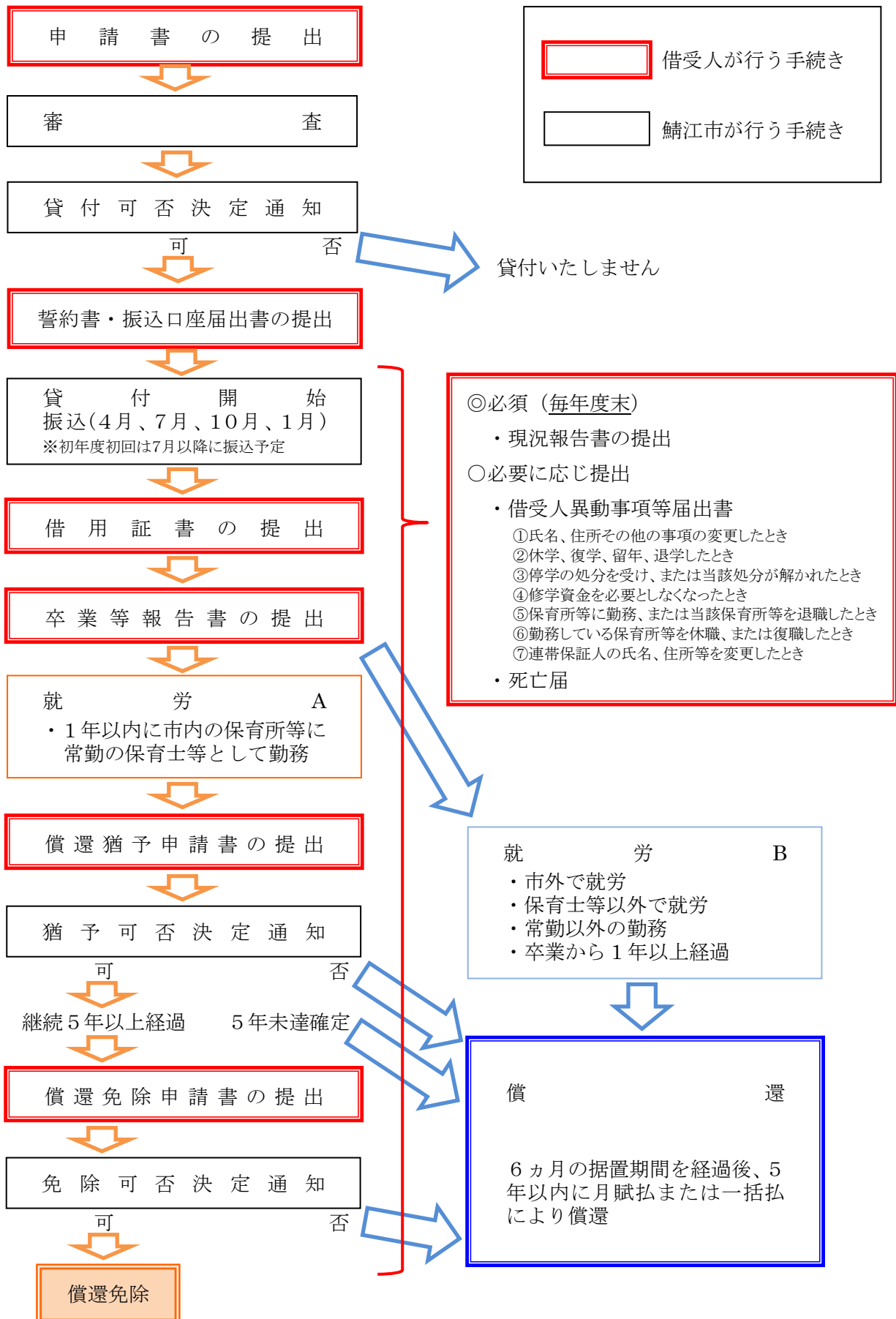
(1) 毎年度末

修学資金の償還または償還の免除が決定するまでの毎年度末において、3月31日時点の状況および過去1年間の状況を市長に報告しなければなりません。

(2) 卒業時

指定保育士等養成施設を卒業したときは、市長に報告しなければなりません。

II 手続き等の流れ



Ⅲ 手続きについて

1 貸付を申し込む

貸付を受けようとするときは、貸付を受けようとする方が申請者となり、連帯保証人1名を立て、「鯖江市保育士等養成修学資金貸付申請書（様式第1号）」に次の①～③の書類を添えて、保育・幼児教育課に提出をしてください。ただし、提出は、募集期間中に限ります。

- ① 住民票（本人）の写し（修学のために一時的に市外に住所を有する場合のみ）
- ② 指定保育士等養成施設の長が作成する推薦書（様式第2号）
- ③ その他（保育・幼児教育課から追加提出を求めた場合）

なお、連帯保証人は、成年で独立の生計を営む方とします。ただし、修学資金の貸付を受けようとする方が未成年者の場合には、法定代理人^{*}とします。

^{*}法定代理人：法定代理人とは、親権者（親権者となるべき者がいない場合には未成年後見人）をいいます。

2 貸付の決定を受けたとき

修学資金の貸付を可とする旨の通知を受けたときは、「誓約書（様式第4号）」に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、保育・幼児教育課に提出してください。

また、修学資金は口座振込により支払いますので、「保育士修学資金振込口座届出書（様式第5号）」に必要事項を記入し、振込口座通帳のコピーを添付の上、誓約書提出時に保育・幼児教育課に提出してください。

3 修学資金を必要としなくなったとき

修学資金を必要としなくなったときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（修学者）（様式第6号（その1））」および「鯖江市保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号）」を保育・幼児教育課に提出してください。借用証書には、これまでの貸付金額に応じて下表の税額の収入印紙を貼る必要があります。

貸付金額	1万円未満	1万円超～10万円	10万円超～50万円	50万円超～100万円
印紙税額	非課税	200円	400円	1,000円

4 姓、住所その他の事項を変更したとき（修学期間中）

修学期間中に姓、住所、電話番号、印鑑等を変更したときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（修学者）（様式第6号（その1））」を保育・幼児教育課に提出してください。

5 連帯保証人の姓、住所その他の事項について異動等が生じたとき

連帯保証人の姓、住所、電話番号、印鑑等について異動が生じたときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（連帯保証人）（様式第6号（その3））」を保育・幼児教育課に提出してください。

なお、連帯保証人を変更しようとするときは、（6）の手続きによります。

6 連帯保証人を変更しようとするとき

連帯保証人の変更は、申請内容を審査した上で変更の可否を決定します。「鯖江市保育士等養成修学資金連帯保証人変更申請書（様式第10号）」を保育・幼児教育課に提出してください。

なお、連帯保証人の変更を可とする旨の通知を受けたときは、「誓約書（様式第4号）」に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、保育・幼児教育課に提出してください。

7 休学、復学、留年、退学したとき

休学、復学、留年または退学したときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（修学者）（様式第6号（その1）」を保育・幼児教育課に提出してください。

8 停学処分を受けたとき、停学処分が解かれたとき

停学処分を受けたとき、または停学処分が解かれたときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（修学者）（様式第6号（その1）」を保育・幼児教育課に提出してください。

9 年度末を迎えたとき

償還または償還の免除が決定するまでの間、年度末を迎えたときは、3月31日時点の状況および過去1年間の状況を報告していただきます。「鯖江市保育士等養成修学資金現況報告書（様式第7号）」を保育・幼児教育課に提出してください。

10 借受人が死亡したとき

借受人が死亡したときは、相続人（相続人がいない場合は監護する者）は、「死亡届（様式第9号）」に死亡診断書または戸籍謄本もしくは戸籍抄本を添えて保育・幼児教育課に提出するとともに、「鯖江市保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号）」を保育・幼児教育課に提出してください。借用証書には、これまでの貸付金額に応じて収入印紙を貼る必要があります。（収入印紙の金額は、「3 修学資金を必要としなくなったとき」内の表を参照してください。）

11 修学資金の貸付が完了したとき

修学資金の貸付が完了したときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号）」を保育・幼児教育課に提出してください。借用証書には、1,000円の収入印紙を貼る必要があります。

12 修学資金の貸付を取り消されたとき

修学資金の貸付を取り消されたときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借用証書（様式第11号）」を保育・幼児教育課に提出してください。借用証書には、取り消しまでの貸付金額に応じて収入印紙を貼る必要があります。（収入印紙の金額は、「3 修学

資金を必要としなくなったとき」内の表を参照してください。)

1 3 卒業したとき

指定保育士等養成施設を卒業したときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人卒業等報告書（様式第8号）」を保育・幼児教育課に提出してください。

1 4 市内の保育所等に就職、市内の保育所等を退職したとき

市内の保育所等に就職または市内の保育所等を退職したときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（就業者等）（様式第6号（その2）」を保育・幼児教育課に提出してください。ただし、卒業時における就職については、当該届出書は不要です（「鯖江市保育士等養成修学資金借受人卒業等報告書（様式第8号）」に記入していただきます。).

1 5 姓、住所その他の事項を変更したとき（就業期間中）

就業期間中に姓、住所、電話番号、印鑑等を変更したときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（就業者等）（様式第6号（その2）」を保育・幼児教育課に提出してください。

1 6 市内の保育所等を休職、復職、退職したとき

市内の保育所等を休職、復職または退職したときは、「鯖江市保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（就業者等）（様式第6号（その2）」を保育・幼児教育課に提出してください。

1 7 償還の猶予を受けようとするとき

修学資金の償還の猶予は、申請内容を審査した上で猶予の可否を決定します。次のいずれかに該当する場合において、修学資金の償還の猶予を受けようとするときは、「鯖江市保育士等養成修学資金償還猶予申請書（様式第12号）」を保育・幼児教育課に提出してください。

- ① 貸付期間が満了した後も引き続き指定保育士養成施設に修学している。
- ② 償還の免除を受けると見込まれる。

[免除要件]

指定保育士養成施設を卒業した翌日から起算して1年以内に保育所等に保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、継続して5年間（常勤以外の勤務期間および休業期間を除く。）勤務すると見込まれる。

- ③ その他（災害等により一時的に償還が困難なときなど。）

1 8 償還の免除を受けようとするとき

修学資金の償還の免除は、申請内容を審査した上で免除の可否を決定します。次に

該当する場合において、修学資金の償還の免除を受けようとするときは、「鯖江市保育士等養成修学資金償還免除申請書（様式第14号）」を保育・幼児教育課に提出してください。

- ① 指定保育士養成施設を卒業した翌日から起算して1年以内に保育所等に保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、継続して5年間（常勤以外の勤務期間および休業期間を除く。）勤務した。
- ② ①の期間中にその職務に起因して死亡した。

IV 様式一覧

	様式名	説明
第1号	保育士等養成修学資金貸付申請書	貸付を受けたいときに使用します。 〔添付書類〕住民票（修学のために一時的に市外に住所を有する場合のみ）、様式第2号
第2号	推薦書	申請書への添付書類として使用します。申請される際には、指定保育士等養成施設に作成を依頼してください。
第3号	保育士等養成修学資金貸付可否決定通知書	鯖江市が貸付の可否を通知するために使用します。
第4号	誓約書	貸付を可とする旨の通知を受けた方に必ず提出していただく書類です。貸付に関する約束事を守っていただくことについて誓約していただきます。連帯保証人の方には実印を押していただきます。 〔添付書類〕連帯保証人の印鑑証明書
第5号	保育士等修学資金振込口座届出書	貸付を可とする旨の通知を受けた方に必ず提出していただく書類です。修学資金の振込先として、借受人名義の口座を届け出させていただきます。 〔添付書類〕借受人名義の預金通帳の写し
第6号 (その1)	保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書 (修学者)	修学期間中に姓、住所、電話番号、印鑑等を変更したときに使用します。
第6号 (その2)	保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書 (就業者等)	就業期間中に姓、住所、電話番号、印鑑等を変更したときに使用します。
第6号 (その3)	保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書 (連帯保証人)	連帯保証人の姓、住所、電話番号、印鑑等に異動等があったときに使用します 注) 連帯保証人を変更する場合は、この様式ではなく、様式第10号による手続きになります。
第7号	保育士等養成修学資金現況報告書	修学資金の償還または償還の免除が決定するまでの毎年度末に使用します。3月31日時点の状況および過去1年間の状況を報告していただきます。
第8号	保育士等養成修学資金借受人卒業等報告書	指定保育士養成施設を卒業したときに使用します。卒業後の勤務先を報告していただきます。勤務先の証明が必要ですので、勤務先に依

	様式名	説明
		<p>頼してください。</p> <p>〔添付書類〕卒業証明書の写し、保育士登録済通知書の写し、保育士証の写し</p>
第9号	死亡届	<p>借受人が亡くなられたときに使用します。相続人（相続人がいない場合は監護する者）に届け出ていただきます。連帯保証人との連名での届け出になります。</p> <p>〔添付書類〕死亡診断書または戸籍謄本もしくは戸籍抄本</p>
第10号	保育士等養成修学資金連帯保証人変更申請書	連帯保証人の変更を申請する際に使用します。
第11号	保育士等養成修学資金借用証書	<p>修学資金の貸付が完了したとき、中途に打ち切りとなったときなど、貸付金額が確定した時点で使用します。貸付金額に応じ、収入印紙が必要です。</p> <p>〔添付書類〕様式第12号（償還猶予を受ける場合のみ）</p>
第12号	保育士等養成修学資金償還猶予申請書	<p>次のいずれかに該当する場合において、償還の猶予を受けたいときに使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き指定保育士養成施設に修学する。 ・償還免除の申請を予定している。
第13号	保育士等養成修学資金償還猶予可否決定通知書	鯖江市が償還猶予の可否を通知するために使用します。
第14号	保育士等養成修学資金償還免除申請書	<p>次のいずれかに該当する場合において、償還の猶予を受けたいときに使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設を卒業した翌日から起算して1年以内に保育所等に保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、継続して5年間（常勤以外の勤務期間および休業期間を除く。）勤務した者 ・指定保育士養成施設を卒業した翌日から起算して1年以内に保育所等に保育士等として雇用され、かつ、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、継続して勤務していたが、その職務に起因して借受人が亡くなった。
第15号	保育士等養成修学資金償還免除可否決定通知書	鯖江市が償還免除の可否を通知するために使用します。